

緑化協定・計画書について

★次の事業は、緑化が必要となります。

1) 開発行為等を行う土地で面積が
1,000 平方メートルを超えるもの。

2) 土地の面積が 1,000 平方メートル
を超えないもので、
• 指定工場の新設及び増築
※自動車の収容能力が 20 台以上の駐
車場を含みます
• 指定建築物のうち共同住宅の新築及
び増築

緑化計画書を
提出し、緑化
協定書を締結
する。

緑化計画書を
提出する。

開発面積（敷地面積）の 20 %以上の緑化を設ける。

●緑化面積の 5 割以上は樹木により整備し、その他の部分もできるだけ樹木による緑化を図る。

●近隣商業地域、準工業地域の指定事業（指定工場等）並びに指定建築物のうち共同住宅の新築及び増築においては、敷地面積から建築面積を除いた面積の 20 %以上を緑地として確保すること。

★緑化協定書・緑化計画書の作成

- 書式は「みどり農政課」にて配付する。
- 緑化基準は、裏面計算資料を参考のこと。
- 添付図面は、下記のとおり。

- 1 協定書、計画書表紙
- 2 訂約書（協定書を締結する場合）
- 3 委任状
- 4 付近見取図
- 5 現況図
- 6 植栽計画図
 - ・樹木等の種類、本数、樹高、葉張り等を一覧表にする。
 - ・着色（新植：緑、既存：オレンジ色、移植：青）
 - ・緑化率計算書及び基準植栽密度算定式を明記
- 7 敷地断面図
- 8 敷地求積図、緑地求積図
- 9 建物平面・立面図（建築面積）
- 10 その他市長が必要と認める図書

問合せ先
池田市都市整備部
みどり農政課
072-752-1111(内 463)

緑化面積計算資料

		植栽時の樹高	緑被面積	適用
高木		4m以上	18 m ² /本	
中木		2.5m以上 4m未満	10 m ² /本	
		1m以上 2.5m未満	4 m ² /本	
低木 単植 群植		1m未満	1 m ² /本	
			樹冠の投影面積	標準 5~10 株/m ²
生垣(列植)		1m以上 1.5m未満	樹冠の投影面積 または 0.5 m ² /m	2 本/m 以上
藤棚等木本性 つる植物による 棚物			成長時に棚を被覆 する水平投影面積	

本性つる植物は、フジ、ブドウなど。バラのアーチも含まれます。

地被植物は、水平投影面積で計算。

壁面緑化は、水平投影延長 × 高さ 1m を緑被面積とします。

その他詳細事項は、直接「みどり農政課」までお問い合わせ下さい。